

11. 障がい者の福祉

(1) 身体障がい者の状況 2 - 3

身体障がい者は、1級から6級までの等級による身体障害者手帳を受け、その手帳に基づいて施設の入所、補装具の交付、更生医療の給付、重度障がい者に対する日常生活用具の給付、ホームヘルパーの派遣などの援護を受けることができる。

障がいの原因は、大半が疾病によるものであるが、交通災害、労働災害によるもののほか、医学の進歩等にみられる平均寿命の伸びによる高齢化に伴う障がいが増加しつつある。

今後は、2種類以上の身体の障がいをもつ重複障がい、身体障がいと精神障がいの合併障がい、重度の知的障がいと重度の肢体不自由との重症心身障がい児の問題など、障がいの種別や程度に応じた社会復帰対策や社会活動促進対策を中心に、きめ細かい施策を積極的に推進する必要がある。

① 身体障がい者数（平成19年3月末現在）

種 別 \ 年 度	18 年 度
視 覚 障 が い	758
聴 覚 障 が い	759
言 語 障 が い	84
肢 体 不 自 由	4,514
内 部 障 が い	2,056
計	8,171

※未届出の異動者を除く。

② 障がいの等級別状況（平成19年3月末現在） （単位：人）

種 別 \ 等 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚 障 が い	284	215	61	44	77	77	758
聴 覚 障 が い	81	177	94	167	5	235	759
言 語 障 が い	3	6	39	36	0	0	84
肢 体 不 自 由	696	963	700	986	879	290	4,514
内 部 障 が い	1,265	16	405	370	0	0	2,056
計	2,329	1,377	1,299	1,603	961	602	8,171

(2) 知的障がい者の状況 2 - 3

知的障がい者とは、主として知能の発達が遅れている状態の人で、児童相談所や知的障害者更生相談所で判定を受けた人をいい、次のように大別される。

- ① 最重度（I Q 20以下） 日常生活において全面的に介助が必要
- ② 重 度（I Q 21～35） 日常生活においてかなりの介助が必要
- ③ 中 度（I Q 36～50） 日常生活能力はかなりあり、単純労働は可能

- ④ 軽 度（I Q51～75） 日常生活、社会生活能力はかなり高く、やさしい条件のもとでは独立自活も可能

知的障がい者と判定された人には、福祉事務所を通じて療育手帳が交付され、手帳に基づいて、各種の援護を受けることができる。

知的障がい児・者数（平成19年3月末現在）

区 分 \ 年 度		18 年 度
療育手帳 A	18歳未満	138
	18歳以上	431
	小 計	569
療育手帳 B	18歳未満	126
	18歳以上	628
	小 計	754
計		1,323

(3) 精神障がい者の状況 2 - 3

精神障がい者とは、統合失調症・そううつ病・精神作用物質による中毒症またはその依存症・精神病質等の精神疾患を持つ人のことをいい、自立支援医療（精神通院）を受けている人の数は2,006人となっている。

平成7年に改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）において、精神障害者保健福祉手帳の制度が創設され、手帳に基づく各種の援護を受けることができるため、所持者数は年々増加し、平成18年度は670人に至っている。

今後、精神保健福祉施策について、「入院医療中心から地域生活中心へ」改革を進めるため、①国民の理解の深化、②精神医療の改革、③地域生活支援の強化を進める必要がある。

平成18年度から障害者自立支援法の施行に伴い、障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスを利用できるようになった。

精神障がい者数（平成19年3月末現在）

区 分 \ 年 度		18 年 度
通院医療費公費負担患者数		2,006
精神障害者保健福祉手帳所持者数		670
	1 級	90
	2 級	465
	3 級	115

(4) 障がい者福祉対策 2 - 3

事業名	事業の概要
補装具給付事業	障がいのある部位を補って日常生活や社会活動を増進するため必要な用具を交付または修理する。(付表1参照)
児童補装具給付事業	障がいのある部位を補って日常生活や社会活動を増進するため必要な用具を交付または修理する。(付表1参照)
更生医療給付事業	障がいを軽くしたり、回復させたりする手術等にかかる費用を給付する。
日常生活用具給付事業	日常生活の支障を少なくするため、入浴補助用具などの日常生活用具を給付する。(付表2参照)
重度身体障害児・者日常生活用具給付事業	日常生活の支障を少なくするため、特殊マットなどの日常生活用具を給付する。(付表2参照)
特別障害者手当支給事業	日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者に対して、月額26,440円を支給する。
障害児福祉手当支給事業	日常生活において常時介護を必要とする程度の在宅の障がい児に対して、月額14,380円を支給する。
重度心身障害者医療助成事業	重度の心身障がい者の医療費のうち本人一部負担額（入院時食事療養費を除く。）から、月額500円を控除した額を助成する。
重度身体障害者住宅改善費助成事業	玄関・浴室・便所・台所・居室を改造するとき一部負担額以外を助成する。(上限額40万円)
発達障害者圏域支援体制整備事業	発達障がい児・者に対するライフステージに応じた一貫した支援を的確に行うため、個々の発達障がいの状態に応じた個別の支援計画を作成して必要な支援を行う。
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付	小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具を給付することにより、症状の緩和と家族の負担の軽減を図る。
障害者生活支援事業	在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会性活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供を長光園障害者生活支援センターに委託し、総合的に行う。(広域で実施。平成18年10月から、障害者自立支援法の完全施行に伴い新規事業に移行)
障害者通所援護事業	在宅の障がい者を対象に、社会的及び経済的自立を図るための通所援護事業を行う小規模作業所を運営する団体等に対し、補助金を交付する。

対 象	平成18年度実績	平成18年度決算額	平成19年度予算額
18歳以上の身体障害者手帳所持者	交付または修理件数 702件	千円 42,819	千円 補装具費支給 事業に再編 37,000
18歳未満の身体障害者手帳所持者	交付または修理件数 134件	11,915	補装具費支給 事業に再編
18歳以上の身体障害者手帳所持者	給付件数 腎 臓 6,645件 心 臓 135件 肢 体 146件	61,765	147,425
18歳以上の身体障害者手帳所持者で、 在宅で生活する者	給付件数 349件	16,941	34,000
療育手帳所持者、18歳未満の身体障害 者手帳所持者で、在宅で生活する者	給付件数 33件	1,727	日常生活用具 給付事業に統 合
20歳以上の身体障がい者、知的障がい 者で、在宅で生活し、政令で定める程 度の障がいの状況にある者	給付件数 延べ 1,510件	39,945	39,925
20歳未満の身体障がい児・知的障がい 児で、在宅で生活し、政令で定める程 度の障がいの状況にある者	給付件数 延べ 1,508件	21,697	22,000
・ 1、2 級の身体障害者手帳所持者 ・ I Q 35以下の療育手帳所持者 ・ 3 級の身体障害者手帳所持者で、か つ I Q 50以下の療育手帳所持者	助成件数 一 般 36,129件 老人医療受給者 41,617件	361,242	367,000
・ 下肢・体幹障がい 1、2 級 ・ 上肢障がい 1 級及び 2 級の 1、2	助成件数 4 件	570	日常生活用具 給付事業に統 合
発達障がい児・者	個別支援計画作成者 7 人	2,761	5,533
小児慢性特定疾患児	給付件数 1 件	16	470
身体障がい者・知的障がい者とその関 係者	相談件数 延べ 843件 (うち佐賀市626件)	7,500	障害者相談支 援事業に再編
財団法人佐賀県身体障害者団体連合会 または財団法人佐賀県手をつなぐ育成 会の指導の下に、事業を適切に運営す る団体等	交付件数 6 カ所 「ハル」「スプリングフィー ルド福祉工房」「佐賀作業 所」「それいゆ」「そら」 「きのこ」	21,375	障害者地域活 動支援センター 事業等に再編

事業名	事業の概要
小規模通所授産施設運営費補助事業	在宅の障がい者を対象に、社会的及び経済的自立を図るための小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人に対し、補助金を交付する。
福祉タクシー利用助成事業	重度の心身障がい者に対し、タクシー利用料金の一部（年間10,000円）を助成することにより、その生活圏の拡大と社会参加の促進を図る。
身体障害者用自動車改造助成事業	身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部（限度額10万円）を助成する。
手話奉仕員養成事業	手話奉仕員を養成することにより、聴覚障がい者等の福祉の増進を図る。
手話奉仕員派遣事業	聴覚障がい者及び音声または言語機能障がい者の社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うために手話奉仕員を派遣する。
手話通訳設置事業	手話通訳者を市役所総合窓口を設置することで、来庁の聴覚障がい者及び音声または言語機能障がい者の手続・相談の補佐を行う。
要約筆記奉仕員養成事業	要約筆記奉仕員を養成することにより、聴覚障がい者等の福祉の増進を図る。
要約筆記奉仕員派遣事業	聴覚障がい者、音声または言語機能障がい者に要約筆記奉仕員を派遣することで、意思疎通の円滑化を図る。
精神障害者地域生活支援センター運営事業	地域の精神障がい者への居場所の提供と相談に応じ、必要なサービスが利用できるよう助言・指導し、日常生活を支援することで自立と社会参加を促進する。保健福祉事務所や精神障害者復帰施設等との連絡調整を行う。
精神障害者小規模作業所運営費補助事業	在宅の精神障がい者を対象に、社会復帰を促進するための精神障害者小規模作業所を運営する団体等に対し、補助金を交付する。
精神障害者地域生活支援事業	世話人の援助を得ながら、独立した生活をするのできる者を支援することで、精神障がい者の地域福祉の向上を図る。
精神障害者居宅介護等事業	精神障がい者が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣し、適切な家事等、日常生活の世話をを行う。
社会福祉法人助成金	社会福祉事業を行う施設の整備を行った社会福祉法人に対し、その整備に係る費用について助成金を交付する。

対 象	平成18年度実績	平成18年度決算額	平成19年度予算額
市内の小規模通所授産施設を運営する 社会福祉法人	交付件数 3カ所 障害者福祉作業所「レイン ボーハウス」、重度障害者 小規模通所授産施設「響」、 知的障害者小規模通所授産 施設「みのり福祉作業所」	千円 20,000	千円 10,000
・上肢、下肢、体幹障がい 1種1、2級 ・視覚障がい 1種1、2級 ・内部障がい 1種1級 ・知的障がい 療育A ・精神障がい 1、2級	助成件数 2,055件	13,736	15,175
就労等に伴い、自ら所有し、運転する 自動車の改造を必要とする身体障害者 手帳所持者	助成件数 10件	966	自動車運転免 許取得・改造 助成事業に再 編 1,530
市内在住または市内に勤務し、ほぼ全 ての講座を受講できる者	修了者数 入 門 16名 基 礎 17名	502	502
聴覚障がい者等、コミュニケーション に手話を必要とする者	派遣回数 延べ154回	484	手話奉仕員等 派遣事業に統 合 800
聴覚障がい者等、コミュニケーション に手話を必要とする者	設置人員 1人	1,908	1,907
市内在住または市内に勤務し、ほぼ全 ての講座を受講できる者	終了者数 10人	273	273
聴覚障がい者、音声または言語機能障 がい者 委託先 佐賀県身体障害者団体連合会	延べ利用者数 22人	68	手話奉仕員等 派遣事業に統 合
精神障がい者とその関係者	延べ利用者数 5,718人 延べ相談件数 1,213件	9,952	障害者相談支 援事業及び障 害者地域活動 支援センター 事業に再編
在宅の精神障がい者の社会的自立を助 長することを目的として、指導者を配 置し、精神障がい者の生活指導を行う とともに、作業の場を提供するために 設置された施設を運営する団体等	交付件数 4カ所 福祉作業所「ぽっとぽっと」 「でてこい」 小規模作業所「あさひ荘」 「やまと共同作業所」	9,580	障害者地域活 動支援センター 事業に再編
精神障がい者で日常生活に支援を必要 とし、共同生活が可能な者	年度末現在入居者数 26人	10,674	介護給付費・ 訓練等給付費 に再編
在宅の精神障害者保健福祉手帳所持者 または精神障がいを支給事由とする年 金受給者	支給決定者数 35人	3,634	介護給付費・ 訓練等給付費 に再編
交付先 社会福祉法人かささぎ福祉会 対象施設 知的障害者通所授産施設 かささぎの里作業棟	給付件数 1件	5,206	—

事業名	事業の概要
障害者保健福祉計画策定事業	障害者自立支援法に基づき、障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の実情に応じ、サービスの数値目標を設定するとともに、サービスを提供するための体制の確保や推進のための取り組みを定めるため、障害福祉計画を策定する。
障害者相談支援事業	在宅の障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用及び社会生活力の向上のための支援、ピアカウンセリング並びに情報の提供を総合的に行うことにより、障がい者及びその家族の地域における生活を支援し、在宅の障がい者の自立及び社会参加の促進を図る。(平成18年10月からの障害者自立支援法の完全施行に伴い、2市3町で実施)
障害者地域活動支援センター事業	障がい者の日中の活動の場として地域活動支援センターを設置し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい児・者にガイドヘルパーを派遣して外出のための支援を行う。(障害者自立支援法の地域生活支援事業として、平成18年10月から実施)
日中一時支援事業	障害者支援施設等において障がい児等の日中における活動の場を確保することで、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図る。(障害者自立支援法の地域生活支援事業として、平成18年10月から実施)
福祉ホーム事業	家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な障がい者に、低額な料金で、居室その他の施設を利用させるとともに、日常生活に必要な支援を行う。(障害者自立支援法の地域生活支援事業として、平成18年10月から実施)
知的障害者施設支援費	施設への入所または通所により更生に必要な指導訓練や入浴・排せつ・食事の介護等及び創作的活動または生産活動の機会の提供を行うことにより、知的障がい者の更生援護を図る。また、一般企業等での就労が困難な者に対し、働く場を提供するとともに自活に必要な訓練等を行う。通勤寮では就労している知的障がい者が日常生活への適応訓練等を受けることによって社会復帰を促進する。
身体障害者施設支援費	施設への入所または通所により更生に必要な指導訓練や入浴・排せつ・食事の介護等及び創作的活動または生産活動の機会の提供を行うことにより、身体障がい者の更生援護を図る。また、一般企業等での就労が困難な者に対し、働く場を提供するとともに自活に必要な訓練等を行う。
障害者居宅介護支援費	在宅の障がい児・者に、入浴、排せつ、食事の介護等の支援をするため、ホームヘルパーを派遣する。
障害者デイサービス支援費	在宅の障がい児・者に対し、日帰りで創作的な活動や機能訓練を行いながら、入浴・給食など各種サービスを行う。送迎サービスも行う。
障害者短期入所支援費	在宅の障がい児・者を介護する者が、疾病等の理由により在宅における介護が困難になった場合、短期間、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
知的障害者地域生活援助事業支援費	世話人の援助を得ながら、独立した生活をするができる者を支援することで、知的障がい者の地域福祉の向上を図る。

対 象	平成18年度実績	平成18年度決算額	平成19年度予算額
		千円 309	千円 —
委託先 社会福祉法人長興会、特定非営利活動法人プラットさが、佐賀整肢学園 こども発達医療センター	延べ相談件数 3,045件	10,500	21,000
委託先 10事業所	延べ利用者数 9,973人	32,838	98,192
屋外での移動が困難な障がい児者	延べ利用者数 220人 延べ派遣時間数 2,426.5時間	4,812	40,800
日中における活動の場の確保が、一時的に必要な障がい児・者	延べ利用者数 376人	4,431	12,185
家庭環境、住宅事情等の理由により居室において生活することが困難な障がい者	利用者数 2人	247	1,094
15歳以上の知的障がい児者	支給決定者数 463人	890,234	介護給付費・訓練等給付費に再編
更生・授産施設…15歳～65歳の身体障害者手帳所持者 療護施設…15歳～65歳の身体障害者手帳所持者のうち、重度の肢体不自由者	支給決定者数 142人	342,600	介護給付費・訓練等給付費に再編
在宅の身体障害者手帳所持者・知的障がい者	支給決定者数 171人	127,140	介護給付費・訓練等給付費に再編
在宅の身体障害者手帳所持者・知的障がい者	支給決定者数 118人	35,057	介護給付・訓練等給付費及び障害者地域活動支援センター事業に再編
在宅の身体障害者手帳所持者・知的障がい者	支給決定者数 230人	18,948	介護給付費・訓練等給付費及び日中一時支援事業に再編
療育手帳所持者で日常生活に支援を必要とし、共同生活が可能な者	支給決定者数 69人	52,168	介護給付費・訓練等給付費に再編

事業名	事業の概要
点字市報発行	点字の市報を発行し、視覚障がい者の社会参加の利便を図る。
声の広報作成	声の広報を作成し、視覚障がい者の社会参加の利便を図る。
進行性筋萎縮症者療養等給付事業	進行性筋萎縮症者を医療機関に入院させ、必要な治療・訓練及び生活指導を行うことで、福祉の増進を図る。
障害程度区分認定審査経費	障害者自立支援法の施行に伴い、10月から障がい者が障害福祉サービス（介護給付）を受けるために必要な障害程度区分の判定を障害程度区分認定審査会で実施することにより、決定プロセスの透明性を図って、公平公正な福祉サービスの提供を行う。
障害福祉サービス低所得利用者負担軽減事業	社会福祉法人等の事業者が、社会福祉法人等軽減制度により低所得で生活が困難である障がい者の福祉サービスの利用に係る負担額のうち、その軽減した額に対し助成を行うことにより、利用者の負担軽減と障害福祉サービスの利用促進を図る。
通所授産施設等活動奨励金給付事業	就労及び訓練の場である通所授産施設等の利用者に対して活動奨励金を支給することにより、利用者の勤労継続と就労意欲の向上を図る。
障害者入所施設利用者負担軽減事業	施設に入所している20歳未満の障がい児・者の保護者に対し、平成18年4月に施行した障害者自立支援法施行以前の利用者負担額と施行後の利用者負担額（減免後）の差額の一部を助成することにより、施設利用者の負担軽減を図る。

対 象	平成18年度実績	平成18年度決算額	平成19年度予算額
視覚障がい者 1、2 級で点字の読める者	発行状況 1 回当たり111部 (毎月 2 回)	千円 2,912	千円 2,912
視覚障がい者	発行状況 1 回当たりカセットテー プ75本 (毎月 2 回)	540	540
身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の進行性筋萎縮症者	給付決定者数 1 人	1,972	介護給付費・ 訓練等給付費 に再編
障害福祉サービスを受けようとする障がい者	決定者数 介護給付 307人 訓練等給付 99人	22,935	11,176
社会福祉法人等の福祉サービスを利用する者のうち低所得に区分される障がい者	対象者数 71人	1,260	—
通所授産施設等の利用者	延べ対象者数 386人	2,318	16,606
施設に入所している20歳未満の障がい児・者の保護者	延べ対象者数 30人	184	2,550

(付表1) 補装具の種類

種	目
義 肢	
装 具	
盲人安全つえ	
義 眼	
眼 鏡	
座位保持いす	
座位保持装置	
補聴器	
車いす	
電動車いす	
歩行器	
頭部保持具	
起立保持具	
排便保助具	
歩行補助つえ	
重度障害者用意思伝達装置	

(付表2) 日常生活用具の種類

種	目
特殊寝台	
特殊マット	
特殊尿器	
体位変換器	
移動用リフト	
訓練いす	
浴槽内昇降機	
入浴補助用具	
便 器	
頭部保護帽	
歩行補助つえ	
移動・移乗支援用具	
特殊便器	
火災警報機	
自動消火器	
電磁調理器	
歩行時間延長信号機用小型送信機	
聴覚障害者用屋内信号装置	
透析液加温器	
ネブライザー	
電気式たん吸引器	
酸素ボンベ運搬車	
盲人用体温計（音声式）	
盲人用体重計	
携帯用会話補助装置	
情報・通信支援用具	
点字ディスプレイ	
点字器	
点字タイプライター	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	
視覚障害者用拡大読書器	
盲人用時計	
聴覚障害者用通信装置	
聴覚障害者用情報受信装置	
人工咽頭	
点字図書	
ストマ用装具	
紙おむつ等	
収尿器	
居宅生活動作補助用具	
天井走行型リフト	

12. その他の福祉

(1) 災害救助

① 災害救助法にもとづく救助

災害で広範囲におよび救助を必要とする者が多数ある場合には、法律の適用を受けて救助が行われる。

② 災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する法律による救済

自然災害により死亡した者があるときは、その遺族に対して災害弔慰金を支給し、また、自然災害により世帯主が1カ月以上の負傷を負った場合、住民が全壊、または半壊した場合等には、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けをする。

③ 小災害罹災者に対する見舞金及び見舞品の支給

火災または洪水等で、災害救助法並びに災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例の適用を受けることができない災害の場合には、その災害の程度により罹災者の自立更进行を助けるため見舞金・見舞品を支給している。

○ 見舞金・見舞品支給基準

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
見 舞 金	全壊・全焼 全 流 失 等	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円	5人世帯の金額に 1人増すごとに 10,000円を加える
	半壊・半焼 半 流 失 等	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円	5人世帯の金額に 1人増すごとに 5,000円を加える
見 舞 品 (全壊・全焼) (全流失のみ)	毛 布	1枚	2枚	3枚	4枚	5枚	5人世帯の枚数に 1人増すごとに1枚 加える
	洗面セット	1箱	1箱	2箱	2箱	3箱	3箱

○ 罹災状況

(単位：世帯数)

種 類 \ 年 度	14 年 度	15 年 度	16 年 度	17 年 度	18 年 度
全壊・全焼・全流失	12	8	22	24	22
半壊・半焼・半流失	3	1	26	4	0

(2) 戦傷病者及び戦没者の遺家族等の援護

① 戦没者（軍人・軍属・準軍属）の遺族援護

ア 恩給法…普通恩給（加算関係）・傷病恩給・扶助料

イ 援護法…弔慰金・遺族年金・給与金・傷病年金

ウ 特別法…戦没者の妻に対する特別給付金・戦傷病者の妻に対する特別給付金・戦没者の父母に対する特別給付金・特別弔慰金等の受給関係の受付事務

② 戦没者慰霊祭への補助等

市単独事業として遺族会、戦没者の慰霊祭等への補助金の交付、供物品の現物贈呈（線香・ローソク）、その他の援助を行っている。（平成19年度廃止）

・援助、給付事務等の処理状況

（単位：件）

区 別 \ 年 度		14	15	16	17	18
特 別 弔 慰 金		0	0	0	1,777	284
特 別 給 付 金（戦 没 者 の 妻）		5	256	8	4	7
"（戦 傷 者 の 妻）		4	0	0	0	59
"（戦 没 者 の 父 母）		0	0	0	0	0
特 別 給 付 金	国 債 貸 付	0	0	2	0	0
	" 買 上	0	0	0	0	0
特 別 弔 慰 金	国 債 貸 付	0	0	0	0	2
	" 買 上	1	0	0	0	13
戦 傷 病 者 車 券 引 換 証		79	35	29	22	29

13. 民生委員・児童委員

民生委員法（昭和23年法律第198号）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

(1) 制度のあゆみ

民生委員・児童委員制度は、我が国特有の制度であり、我が国の社会福祉事業の歴史の中で、極めて重要な役割を果たしてきました。

- | |
|--|
| ① 岡山県で「済生顧問制度」が創設された。（大正6年） |
| ② 大阪府で「方面委員制度」が創設された。（大正7年） |
| ③ 佐賀県で「方面委員制度」が創設された。（大正13年）
佐賀県社会事業協会が設置主体となり「佐賀県方面委員制度」が創設された。 |
| ④ 全国で「方面委員制度」が創設された。（昭和3年頃）
済生顧問と方面委員の両制度を基に、各都道府県に方面委員制度が置かれた。 |
| ⑤ 方面委員令が公布され、法令に基づく制度が確立した。（昭和11年）
方面委員令が公布され、国の法令に基礎を置く制度が確立し、今日の民生委員制度の原型ができた。 |
| ⑥ 方面委員から民生委員に名称が変更された。（昭和21年）
民生委員令の制定に伴い、名称が方面委員から民生委員に変更され、職務内容も貧困者の指導援助だけでなく、児童・母子・老人等、広く地域住民を対象にすることになった。 |
| ⑦ 児童福祉法の制定（昭和22. 12. 12）
児童福祉法が制定され、民生委員は児童委員に充てられることになった。 |
| ⑧ 民生委員法の制定（昭和23. 7. 29）
民生委員制度をより適正に組織づけるため、民生委員法が制定された。 |
| ⑨ 主任児童委員制度が創設された。（平成6. 1. 1）
児童を取り巻く社会環境の変化に対応するため、児童福祉に関する事項を専門に担当する民生児童委員として「主任児童委員制度」が発足した。 |

(2) 任務・定数・任期・身分

① 任務（民生委員法第1条）

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。

② 定数（民生委員法第4条）

民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、県知事が、市町村の区域ごとに、その区域の市町村長の意見を聞いて定める。

③ 任期（民生委員法第10条）

民生委員（児童委員）の任期は3年（補欠委員の任期は、前任者の残任期間）とする。

④ 身分（地方公務員法第3条第3項第2号）

民生委員の身分は、「法令により設けられた委員の職で非常勤のもの（地方公務員法第3条第3項第2号）」にあたり、特別職の地方公務員に該当すると解されている。特別職の地方公務員といっても、地方公務員法の適用はなく、民間奉仕者としての特色ある活動は制限されない。

(3) 職務内容

① 民生委員の職務内容（民生委員法第14条）

住民の生活状態を必要に応じ、適切に把握しておくこと。
援助を必要とするものがその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
社会福祉を目的とする事業を営営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
上記の他、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

② 児童委員の職務内容（児童福祉法第17条）

児童や妊産婦につき、常に、その生活、環境の状況を適切に把握し、その保護、保健、その他福祉に関し援助、指導する。
児童福祉司や福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力する。

③ 主任児童委員の職務内容（主任児童委員設置運営要綱）

児童委員が、担当地区の児童や妊産婦等に対して行う調査・指導等の活動に対し必要な援助・協力を行うこと。特に、次の事項は、児童委員の活動に積極的に援助・協力することが望ましい。
保護者から置き去りにされた児童、虐待されている児童等の発見や実情把握。
各種の福祉施設の紹介、斡旋
児童相談所等からの調査委嘱、指導の委託に基づく調査・指導、その他関係機関に対する協力事項。
児童福祉施設入所中の児童と保護者との間の連絡調整。
児童福祉施設を退所した児童とその保護者の事後指導。
個別世帯に対する指導援助等が必要な事例を発見したときは、速やかに、その世帯が生活する区域担当の民生委員・児童委員に連絡し、必要な指導援助を要請する。 (自らは、個別世帯の指導援助等は、行わないことを原則とする。)

(4) 民生委員・児童委員の定数（平成18年12月1日現在）

民生児童委員数（単位：人）	448 [46]
---------------	----------

[] は、主任児童委員数（民生児童委員数に含む。）

(5) 地区協議会別委員数

平成19年8月1日現在

地区名	定 数	内 訳		地区名	定 数	内 訳	
		男	女			男	女
勸 興	(2)15	7	8	鍋 島	(2)19	11	8
循 誘	(2)25	14	11	金 立	(2)10	7	3
日 新	(2)24	11	13	久保泉	(2)10	2	8
赤 松	(2)18	4	14	蓮 池	(2)7	5	2
神 野	(2)25	4	21	新 栄	(2)15(欠員3)	3	9
西与賀	(2)14	7	7	若 楠	(2)20	4	16
嘉 瀬	(2)11	6	5	開 成	(2)18	7	11
巨 勢	(2)11	10	1	諸 富	(2)25	13	12
兵 庫	(2)18	12	6	大 和	(2)50	25	25
高木瀬	(2)29	12	17	富 士	(2)27	15	12
北川副	(2)25	14	11	三 瀬	(2)10	5	5
本 庄	(2)22	12	10	合 計	(46)448(欠員3)	210	235

() は、主任児童委員数（民生児童委員数に含む。）

(6) 経験年数調

3 年未満	3 ～ 5 年	6 ～ 9 年	10～19年	20～29年	30年以上
193	101	67	74	9	1

(欠員 3 名)

(7) 活動状況

民生委員定数（主任児童委員を含む） 448人

項 目				年間取扱件数	年間 1 人あたりの取扱件数
相 談 ・ 支 援 件 数	(内 容 別)	在宅福祉	(1)	2,578	5.8
		介護保険	(2)	757	1.7
		健康・保健医療	(3)	3,093	6.9
		子育て・母子保健	(4)	1,154	2.6
		子どもの地域生活	(5)	2,538	5.7
		子どもの教育・学校生活	(6)	1,935	4.3
		生活費	(7)	750	1.7
		年金・保険	(8)	153	0.3
		仕 事	(9)	248	0.6
		家族関係	(10)	874	2.0
		住 居	(11)	531	1.2
		生活環境	(12)	1,017	2.3
		日常的な支援	(13)	4,103	9.2
		その他	(14)	6,129	13.7
		計	(15)	25,860	57.7
	(分野別)	高齢者に関すること	(16)	13,929	31.1
		障がい者に関すること	(17)	1,112	2.5
		子どもに関すること	(18)	6,143	13.7
		その他	(19)	4,676	10.4
		計	(20)	25,860	57.7
その 他 の 活 動 件 数	調査・実態把握	(1)	39,808	88.9	
	行事・事業・会議への参加・協力	(2)	14,569	32.5	
	地域福祉活動・自主活動	(3)	20,593	46.0	
	民児協運営・研修	(4)	9,937	22.2	
	証明事務	(5)	950	2.1	
	要保護児童の発見の通告・仲介	(6)	686	1.5	
回 訪 数 問	訪問・連絡活動	(7)	67,003	149.6	
	その他	(8)	59,156	132.0	
整 連 回 絡 数 調	委員相互	(9)	13,550	30.2	
	その他の関係機関	(10)	10,563	23.6	
活動日数			(11)	69,236	154.5